

認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止認可について  
(学校教育法第4条第1項に基づく認可)

1 施設・設置者の概要

幼稚園の名称・園長名・所在地・設置認可日・設置者名等は別表のとおり。

2 廃止時期

令和2年4月1日

3 廃止事由

認定こども園への移行に伴い、幼稚園を廃止する必要があるため。

4 園児の処置

認定こども園の園児となる。

5 教職員の処置

認定こども園の教職員となる。

6 指導要録等の引継

移行先の認定こども園に引き継ぐ。

7 資産の処置方法

運用財産(預金等)、基本財産(園地、園舎等)は、認定こども園に引き継ぐ。

認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止認可について(学校教育法第4条第1項の規定に基づく認可)

市町村	移行前(現行)								移行後(予定)			
	施設					設置者			認可定員	施設		認可定員
	種別	名称	園長名	所在地	設置認可日	法人名	理事長名	種別		名称		
長洲町	幼稚園型 認定こども園	認定こども園 ひまわり幼稚園	菅原 雅子	玉名郡長洲町宮 野1289-1	昭和57年3月10日	学校法人 有明中央学園	菅原 秀一	120	幼保連携型 認定こども園	幼保連携型認定こども園 長洲ひまわり幼稚園	120	
和水町	幼稚園型 認定こども園	菊水ひまわり幼稚園	菅原 秀一	玉名郡和水町前 原285-5	昭和63年2月22日	学校法人 有明中央学園	菅原 秀一	80	保育所型 認定こども園	保育所型認定こども園 菊水ひまわり園	200	
合 計		2幼稚園				1法人		200			320	

幼稚園と認定こども園の比較

	幼稚園	認定こども園		
		幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園
設置の根拠	学校教育法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	学校教育法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	児童福祉法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
法的性格	学校	学校かつ児童福祉施設	学校 (幼稚園 + 保育所機能)	児童福祉施設 (保育所 + 幼稚園機能)
利用できる児童	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児 (新制度移行幼稚園は1号子ども)	・0～2歳： 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない世帯の児童(3号子ども) ・3～5歳：1号・2号子ども	・0～2歳： 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない世帯の児童(3号子ども) ・3～5歳：1号・2号子ども	・0～2歳： 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない世帯の児童(3号子ども) ・3～5歳：1号・2号子ども
職員の要件	幼稚園教諭	保育教諭 (幼稚園教諭 + 保育士資格) 令和6年度まではいずれか一方でも可	・満3歳以上： 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 ・満3歳未満： 保育士資格が必要	・満3歳以上： 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 ・満3歳未満： 保育士資格が必要
給食の提供	提供義務なし	・2号・3号子どもに対する食事の提供義務有 ・自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	・2号・3号子どもに対する食事の提供義務有 ・自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	・2号・3号子どもに対する食事の提供義務有 ・自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)
開園日・開園時間等	・4時間を標準として各園で定める。(39週以上) ・夏休み、春休み等の長期休業がある。	・11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可) ・長期休業日はなし。	・地域の実情に応じて設定	・11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可) ・長期休業日はなし。
行政による財政支援	・新制度に移行しない： 私学助成 ・新制度に移行： 施設型給付	施設型給付	施設型給付	施設型給付
県内の園数(H31.4.1現在)	・私学助成園：21園 ・施設型給付園：18園 (公立除く)	107園	34園	7園

・私学助成 : 幼稚園運営に係る経常的経費に対して補助(機関補助)。年に3回県(一部国が負担)から給付。

・施設型給付 : 保護者に対する個人給付を基礎に、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領(施設・事業者が代理して給付を受領)。毎月市町村(国1/2、県1/4、市町村1/4)から給付。

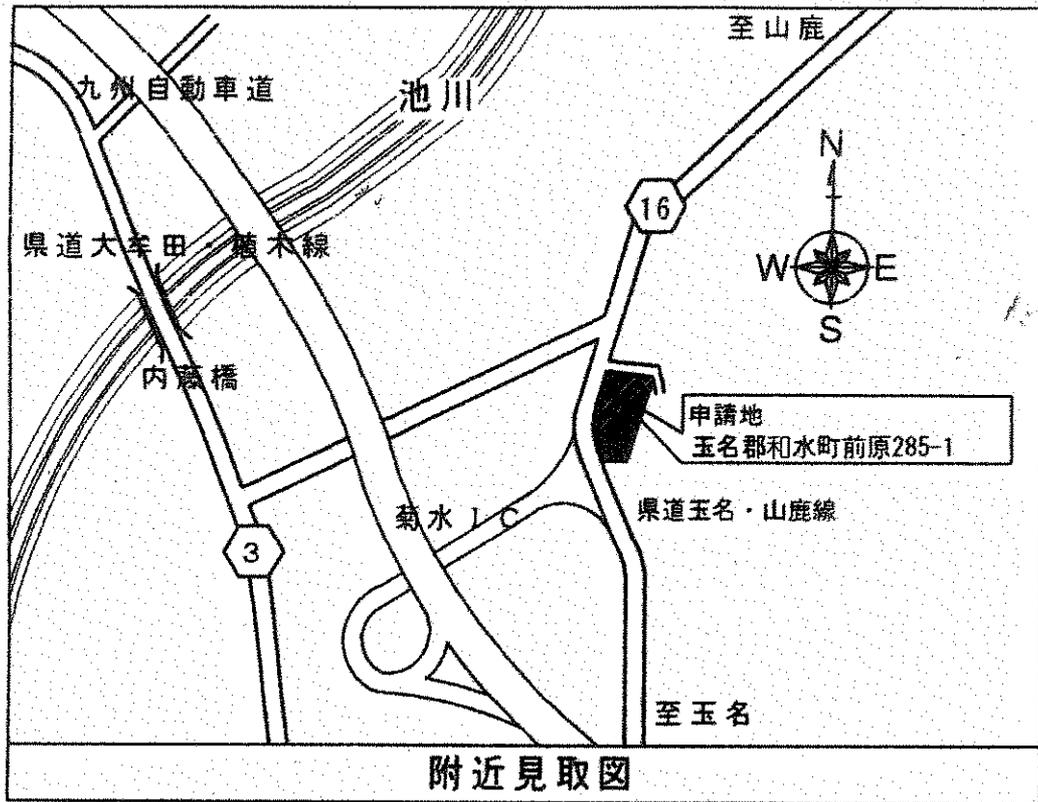
・1号子ども : 3歳～5歳(学校教育を希望する子ども)

・2号子ども : 3歳～5歳(保育を必要とする子ども)

・3号子ども : 0歳～2歳(保育を必要とする子ども)



# 菊水ひまわり園 位置図



## 専修学校熊本 YMCA 学院の校舎移転計画に係る取扱いについて(報告)

専修学校熊本 YMCA 学院（設置法人：学校法人熊本 YMCA 学園）の校舎は、老朽化が進行していることに加え、旧建築基準法の耐震基準で建設されており、今後地震が起きた場合、生徒の安全を確保できない可能性があることが判明している。そのため、新校舎として新築建物を取得し、現校舎を移転させようと計画。また、移転後は学科再編も計画している。

校舎の移転及び学科の設置廃止（学則変更）は県への届出事項。

学校法人が全額自己資金により即時に新校舎を購入した場合、購入直後から3年程度支出超過となり、学校運営自体に支障が生じる見込みであり、安定的・継続的な法人運営及び生徒の学習環境確保のため、**新校舎の完成後3年間は賃貸借で運営**し、学科再編等により**収支状況を改善後に校舎を取得**したい意向。

県としては、以下の審査基準における但し書きに該当する事例として、新校舎を完成から3年後に取得する確約書及び20年間の賃貸借契約締結を条件に、法人の意向どおり認める方向。

### 【準学校法人の寄附行為及び寄附行為変更に関する審査基準】

基本財産は原則として負担付（担保に供せられている等）又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障のないことが確実と認められる場合には、この限りでない。

## 移転計画概要

### 1 学校所在地

移転前：熊本市中央区新町1-38（中央校舎） / 帯山2-1-11（東部校舎）

移転後：熊本市中央区段山本町203-1、203-10（新校舎建設予定地）



### 2 主なスケジュール

令和2年（2020年）5月～令和3年（2021年）2月：新校舎建設

令和3年（2021年）4月：新校舎での学校運営開始 以降3年間は賃貸借

令和6年（2024年）4月：新校舎を取得